

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学外 52名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之外 36名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太外 15名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

準備書面(8)

平成21年3月13日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

参加行政庁指定代理人 河合 由紀男

同 高橋 工

同 山田 幸男

同 小山 英俊

同 志賀 毅一

参加行政庁世田谷区は、原告らの平成 20 年 12 月 10 日付け準備書面 17 (以下「原告ら準備書面 17」という。) に対し、以下のとおり反論ないし回答する。

第 1 原告ら準備書面 17 第 1 (第 5 項を除く。) に対する反論

- 1 原告らは、48 年式は、駅前広場を構成する各施設数から駅前広場の必要面積を求める方式であって、48 年式で施設数が算出されるわけではないから、「48 年式で算出する施設数」を参考に、交通施設の設定がされたという丁 3 号証の記載は虚偽であって、参加行政庁世田谷区の主張は、まったく反論になっていない旨、主張する (原告ら準備書面 17 第 1、5 頁 1 行目ないし 6 頁 8 行目)。

しかし、丁第 3 号証 2-23 の「駅前広場内の交通施設の必要規模は、各交通施設の必要規模を積み上げて算出する 48 年式で算出される施設数を参考に『駅前広場整備構想』で以下の設定がなされている。」との記載は、上記「各交通施設の必要規模を積み上げて算出する」という 48 年式の趣旨・目的、さらには、丁第 3 号証全体の記載・趣旨からすれば、当然のことながら、上記丁第 3 号証 2-23 記載部分は、「48 年式で算出する際に用いたバスバース、タクシーバース、タクシープール、自家用車バース等の施設等の数・規模を参考に、『駅前広場整備構想』で以下の設定がなされている」との趣旨であって、表面的な文言、細かな表現方法のみを捉えて、揚げ足取りに丁第 3 号証の記載は虚偽であるなどとするのは、何の意味もない主張であって、失当である。

したがって、原告らの当該主張には理由がない。

- 2 原告らは、48 年式で算出された必要面積、下北沢グランドデザインの基本方針、下北沢グランドデザイン構想図、住民アンケートの結果等の事実は、いずれも 5000 m²以上もの交通広場を決定する前提事実とはなりえず、また、参加行政庁世田谷区は、5300 m²の巨大な交通広場の整備を必要とする具体的理由を何ら明らかにできていないから、参加行政庁世田谷区の決定は、社会通念上著しく妥当性を欠くといわざるを得ず、区画街路 10 号線計画は、都市計画法 13 条 1 項 11 号に反するだけでなく、裁量権の行使に逸脱・濫用があり、違法である旨、主張する (原告ら準備書面 17 第 1、6 頁 9 行目ないし 14 頁 6 行目)。

(1) しかし、そもそも、都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であり、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられていること（最高裁平成18年11月12日判決・判例タイムズ1227号103頁）、さらには、区画街路10号線計画のような駅前広場という施設が本来的に有する、ないしは、社会一般から期待される機能、すなわち、交通上、環境上及び防災上の公共的空間としての機能等からすれば、本件の区画街路10号線計画の整備面積5300㎡という数値自体が、社会通念上著しく妥当性を欠くというためには、少なくとも、駅前広場の整備面積の算定において、通常、一般的に用いられている客観的な算定式を用いずに、行政庁が独自の計算式で算定したとか、当該算定の前提となった数値に明らかな誤りがある等の事実・事情が必要と解すべきところ、区画街路10号線計画の整備面積5300㎡の数値は、駅前広場面積の算定方法として、東日本旅客鉄道株式会社などにおいても、駅前広場の都市計画決定に際しての協議にあたり採用され、長く利用されている昭和28年式という算定方法で（丁第47号証）、下北沢駅の一日の乗降人員を約60,000人として、 $0.088 \times 60,000 = 5,280 \approx 5,300$ ㎡という計算により、算出したものであるから、客観性・合理性のある数値であるというべきであって、社会通念上、何ら妥当性を欠くものではない。

(2) この点、原告らは、参加行政庁世田谷区が、その判断過程で考慮した昭和48年式により算出された駅前広場の必要面積や、下北沢グランドデザインの基本方針、下北沢グランドデザイン構想図、住民アンケートの結果等からすると、「下北沢グランドデザインの基本方針は1000㎡程度の広場を提言していた」、「5300㎡という面積は、下北沢グランドデザイン構想図の3倍以上の面積」などと主張する。

しかし、仮に、下北沢グランドデザイン（丁第5号証）、下北沢グランドデザイン構想図（丁第7号証）及びアンケート結果に表れた住民団体や住民らから出された意見の中に原告ら指摘の部分があったとしても、駅前広場の面

積が「大きい」、「小さい」、「広すぎる」、「狭すぎる」などという主観的な意見を根拠に、前記のとおり、政策的、技術的な判断を要する駅前広場の面積について、直接議論すること自体、意味のないことであるうえ、上記下北沢グランドデザイン構想図などに表れた住民らの具体的な意見等については、参加行政庁世田谷区の平成19年1月29日付け準備書面(1)3頁8行目ないし12頁24行目などにおいて既に述べたとおり、区画街路10号線計画の機能面において、「良好な歩行環境や駅前滞留空間の確保、バリアフリーを考慮した交通施設の配置、自動車や歩行者の動線、防災空間の確保や、緑化などの景観」といった形で活かされている(丁第3号証)。

また、丁第6号証の「下北沢駅周辺地区街づくり調査報告書」や丁第8号証の「駅前広場構想案作成調査(世田谷代田駅・下北沢駅・東北沢駅)報告書」の一部で用いられた昭和48年式による算定結果は、昭和48年式が、①歩道、②車道、③バス、タクシー、自家用車の乗車バース、④タクシー、自家用車の駐車スペース、⑤バス、タクシー乗降客の待ち合わせ場所などの個々の施設の必要面積の積上方式であることから(丁第47号証)、どのような機能(施設)を区画街路10号線計画に盛り込むかという点などにおいて、ケーススタディとして活用されている。

- (3) なお、原告らは、新都市整備方針の一部記載(「③地域の玄関の景観形成」の部分)が削除されたことにより、新都市整備方針の記載は、区画街路10号線計画の妥当性・正当性を根拠付けるものとはならない旨、主張するようである(原告らの平成20年4月18日付け準備書面11、第4)。

しかし、区画街路10号線計画が決定されたのは、平成15年1月31日のことであり(丁第1号証)、一方、原告らが指摘する新都市整備方針の修正は、平成17年3月になされたものであるから、本件では、直接関係しない事情であるうえ、その修正内容自体も、下北沢駅周辺を含む北沢地域についての「整備方針」のごく一部が削除されたものに過ぎず、下北沢駅周辺地区がおかれた現状の客観的な地域的課題が掲げられた「街づくりの課題」部分は何ら修正されていないのであるから、この点からしても、新都市整備方

針の記載に係る参加行政庁世田谷区の主張は、原告らの上記指摘には左右されない。

(4) 以上のとおりであるから、原告らの当該主張には、理由がない。

3 原告らは、安水課長の「都市施設と位置付けての整備には補助金が出るが、そのためには5300㎡」が必要という街づくり懇談会での発言は、何ら根拠のない虚偽の発言であり、同懇談会会員は、上記虚偽発言により誘導されたと主張する（原告ら準備書面17第1、14頁7行目ないし18頁10行目）。

しかし、下北沢街づくり懇談会の意見が誘導されていないことは、参加行政庁世田谷区の平成20年6月25日付け準備書面(5)（以下「参加行政庁準備書面(5)」という。）6頁ないし7頁で既に述べたうえ、安水課長の上記発言は、当時、世田谷区が他の都市計画道路で補助金の交付を受けていた手法と同様に、都市計画道路を都市計画事業により整備する際に国からの補助金を受けることを想定してなされたものであるから、虚偽の発言ではない。

したがって、原告らの当該主張には理由がない。

4 原告らは、駅前広場の必要面積の算定については、昭和28年式により算定された面積又は昭和48年式による算定値のいずれか大きい方を基に算定するとする世田谷区の主張は、都市計画マニュアルの文理解釈、丙12号証の記載からすると、理由がないと主張する（原告ら準備書面17第1、18頁11行目ないし19頁15行目）。

しかし、参加行政庁準備書面(5)10頁26行目ないし11頁9行目において既に述べたとおり、駅前広場構想案作成調査（世田谷代田駅・下北沢駅・東北沢駅）報告書（丁第8号証38頁）なども依拠する『都市計画マニュアル』が、「規模の算定に当たっては、28年式による方法と加算法による方法のうち1以上の方法により算定したものを比較検討すること。」（丁第44号証110頁）としていること等から、28年式による方法と、加算法による方法のひとつである48年式の方法により算定したうえで、両者の算定値を満たす広場面積を採用しているものであり、両者の算定値を満たすということは、すなわち、「昭和28年式により算定された面積又は昭和48年式による算定値等のいずれか大きい方を

基に」ということを意味することとなる。

この点、原告らは、仮に、28年式と48年式のいずれか大きい方を基にするのであれば、48年式による必要面積が28年式による必要面積よりも小さい場合には、48年式の必要面積を基に、駅前広場の面積を決定することができないことになり、「48年式で算出された『必要最小限確保すべき広場面積』を基に」、交通広場の面積を決定したとする世田谷区の主張と矛盾すると指摘する。

しかし、参加行政庁世田谷区がいうところの「48年式で算出された『必要最小限確保すべき広場面積』を基に」との表現は、これまでの主張で明らかとなり、48年式で算出された『必要最小限確保すべき広場面積』をベースに、ないし、たたき台として・・・との趣旨であるから、参加行政庁世田谷区の主張は何ら矛盾しない。

以上のとおりであるから、原告らの当該主張には理由がない。

- 5 原告らは、乙第6号証の小田急連続立体交差事業調査報告書の記載などを根拠に、昭和63年の連続立体交差事業調査の時点から5000㎡以上の交通広場は既定路線であった旨、主張する（原告ら準備書面17第1、18頁11行目ないし19頁15行目）。

しかし、参加行政庁世田谷区は、乙第6号証の小田急連続立体交差事業調査報告書について、区画街路10号線計画を決定した平成15年1月31日の時点においては、上記報告書の詳細を把握しうる状況にはなかったのであるから、原告らの当該主張は、その前提を欠く。

したがって、原告らの当該主張には理由がない。

第2 原告ら準備書面17第1、第5項における求釈明に対する回答について

- 1 丁第8号証の「駅前広場構想案作成調査（世田谷代田駅・下北沢駅・東北沢駅）報告書」127頁ないし136頁に昭和28年式による算定結果が記載されている。

なお、昭和28年式による算定は、前記第1の1のとおり、その算定式が比較的簡易なため、算定の過程（計算式）は省略されている。

第3 原告ら準備書面17第2に対する反論

1 原告らは、建築物がその接する道路との均衡を欠いて、大型化した場合には、安全で良好な市街地の形成を阻害すること、甲第114号証の図書の記載、世田谷区のHPの記載を根拠に、建築基準法52条2項の「前面道路」とは、同法43条が規定するところの道路であり、敷地と接していなければならないと主張する（原告ら準備書面17第2、21頁25行目ないし27頁1行目）。

(1) しかし、そもそも、この点に関する議論は、原告らの平成19年9月3日付け準備書面7、9頁1行目ないし9行目などにおける主張に対し、参加行政庁世田谷区が、「仮に、上記外縁部分の『車道』が区画街路10号線に含まれなかったとしても……」（参加行政庁世田谷区の平成19年11月5日付け準備書面(3)17頁24行目ないし18頁9行目）との仮定的な反論を発端になされているのであるから、かかる仮定的な抗弁に係る主張を、あたかも、本件訴訟における主要な争点であるかのごとき取り扱うのは、失当である。

(2) また、その点をおいてとしても、建築基準法52条各項の規定を見れば明らかかなように、同条にいう「前面道路」について、当該敷地に接している前面道路に限定して解釈すべき場合は、同条9項のように、「……当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの……」と明記されるところ、同条2項については、「当該建築物の敷地が接する前面道路」などとは規定されていないのであるから、文理解釈上、同項にいう「前面道路」を敷地と接している道路と限定して解釈すべき根拠はない。

(3) なお、甲第115号証の世田谷区のHPの記載は、その記載を見れば明らかかなように、前面道路の幅員に広狭の部分がある場合に、どの部分の幅員を基に容積率を算定するかとの取扱いについて、その判断要素の一つとして、当該前面道路に接する敷地の長さを挙げているのに過ぎないのであるから、同HPの記載は、建築基準法52条に係る参加行政庁世田谷区の主張と何ら矛盾するものではない。

(4) 以上のとおりであるから、原告らの当該主張には、理由がない。

2 原告らは、建築基準法43条の規定の趣旨からすれば、区画街路10号線計画のロータリーを交通広場の外縁の車道の周辺の敷地の前面道路とすること

は許されず、参加行政庁世田谷区の主張は、同条の規定を形式的に該当しないと主張するのみで失当であると主張する（原告ら準備書面 17 第 2、27 頁 2 行目ないし 29 頁最終行）。

しかし、参加行政庁準備書面(5) 8 頁 1 6 行目ないし 2 6 頁における主張は、建築基準法 4 3 条の規定を、忠実に文理解釈したものであるから、形式的であるなどと論難されるいわれはない。

したがって、原告らの当該主張には理由がない。

第 4 丁第 4 5 号証について

- 1 原告らは、丁第 4 5 号証のみでは、区画街路 10 号線計画を策定することは不可能であるかのごとく主張をする。
- 2 しかし、区画街路 10 号線計画を策定する際には、原告らがいうような詳細な駅舎の情報は必要なく、平面的な駅舎の範囲が判れば足りるものである。

したがって、区画街路 10 号線計画は、平面的な下北沢駅駅舎の範囲について、東京都に確認のうえ策定したものであるから、参加行政庁世田谷区の平成 20 年 12 月 10 日付け準備書面(7)第 1、3 の回答には、何ら不自然な点はない。